第七十一条の二第一項各号列記以外の部分	市議会議員共済会	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第一項の規定により同法第二百五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される同法第一項第二号に規定する市議会議員共済会（以下「市議会議員存続共済会」という。）
	町村議会議員共済会	同項第三号に規定する町村議会議員存続共済会（以下「町村議会議員存続共済会」という。）
第七十一条の二第一項第一号	市議会議員共済会の積立金額	市議会議員存続共済会の決算の状況を勘案しその額を確保しなければ当該事業年度の市議会議員共済会の業務の一部を改正する法律附則第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧法」という。）第百条第一項に規定する市議会議員共済会の旧法第百条第一項に規定する退職一時金（旧法附則第五条第一項に規定する退職一時金に相当するものとして政令で定めるものを含む。）、旧法附則第八条の規定による廃止前の国家公務員等共済組合法（以下「旧国家公務員共済組合法」という。）第百条第一項に規定する退職一時金（旧国家公務員共済組合法附則第十七条第一項に規定する退職一時金に相当するものとして政令で定めるものを含む。）及び旧法附則第九条第一項に規定する遺族一時金（旧国家公務員共済組合法附則第十二条第一項に規定する遺族一時金に相当するものとして政令で定めるものを含む。）並びに旧法附則第十条第一項に規定する年金たる給付（旧国家公務員共済組合法附則第十三条第一項に規定する年金たる給付に相当するものとして政令で定めるものを含む。）の支給に関する積立金（以下「市議会議員存続共済会の基準積立金額」という。）
第七十一条の二第一項第二号	町村議会議員共済会の積立金	町村議会議員存続共済会の積立金
第七十一条の二第二項	町村議会議員共済会の基準積立金額	町村議会議員存続共済会の決算の状況を勘案しその額を確保しなければ当該事業年度の町村議会議員共済会の旧共済給付金の支給に支障が生じるおそれがある額として総務大臣が定める額（以下「町村議会議員存続共済会の基準積立金額」という。）

第七十一条の二第三項各号列記以外の部分	町村議会議員共済会の積立金	町村議会議員存続共済会の決算の状況を勘案しその額を確保しなければ当該事業年度の町村議会議員共済会の旧共済給付金の支給に支障が生じるおそれがある額として総務大臣が定める額（以下「町村議会議員存続共済会の基準積立金額」という。）
	町村議会議員共済会	町村議会議員存続共済会
第七十一条の二第三項第一号	町村議会議員共済会の積立金	町村議会議員存続共済会の積立金
	町村議会議員共済会の基準積立金額	町村議会議員存続共済会の基準積立金額
第七十一条の二第三項第二号及び第四項	市議会議員共済会の積立金	市議会議員存続共済会の積立金
	市議会議員共済会の基準積立金額	市議会議員存続共済会の基準積立金額
第七十一条の三第一項	市議会議員共済会が第七十一条第一項及び第二項又は前条第一項	市議会議員存続共済会が前条第一項
	収支均衡拠出金又は支給安定化拠出金	支給安定化拠出金
	これらの拠出金	当該支給安定化拠出金
	市議会議員共済会の積立金	市議会議員存続共済会の積立金
	市議会議員共済会の基準積立金額	市議会議員存続共済会の基準積立金額
	市議会議員共済会は	市議会議員存続共済会は
	当該収支均衡拠出金の額又は当該支給安定化拠出金の額（これらの規定により収支均衡拠出金と支給安定化拠出金をともに拠出することとなる場合にあつては、当該収支均衡拠出金の額と当該支給安定化拠出金の額との合計額）	当該支給安定化拠出金の額
第七十一条の三第二項	町村議会議員共済会	町村議会議員存続共済会
	町村議会議員共済会が第七十一条第三項及び第四項又は前条第三項	町村議会議員存続共済会が前条第三項
	収支均衡拠出金又は支給安定化拠出金	支給安定化拠出金
	これらの拠出金	当該支給安定化拠出金
	町村議会議員共済会の積立金	町村議会議員存続共済会の積立金
	町村議会議員共済会の基準積立金額	町村議会議員存続共済会の基準積立金額
	町村議会議員共済会は	町村議会議員存続共済会は